

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の主旨

少子高齢化社会の到来、経済のグローバル化の進展、高度情報化の到来等、秋田県北地域を取り巻く情勢も大きく転換しています。

米代川の今後の河川整備にあたっては、このような社会的な変化、地域のニーズ等を的確に踏まえ、地域の個性を活かした独自性のある川づくりが求められています。

うるおいのある美しい水系環境の創造に向け、河川の特性和地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を行うため、河川法の三つの目的である「洪水による災害発生防止」「河川の適正利用と流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」が総合的に達成できるよう、今後の米代川の整備について具体的に示す法定計画として「米代川水系河川整備計画」を定めます。

1.2 計画の位置づけ

本整備計画は、河川法第16条により定めておかなければならない計画であり、平成14年4月に制定された「米代川水系河川整備基本方針」に沿って、当該河川の整備に関する具体的な計画です。

1.3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である91.8kmを対象とします。



図1-1 計画対象区間

〔大臣管理区間91.8kmの様子〕

表 1 - 1 計画対象区間

河川名	区 間		延長 (km)	
	上流端	下流端		
米代川	左岸：秋田県北秋田郡比内町 大字扇田字本道端 77 番地先 右岸：秋田県大館市 大字山館字大樽木地先	河口まで	72.4	
藤琴川	左岸：秋田県山本郡二ツ井町 荷上場字荒田 9 番地先 右岸：秋田県山本郡二ツ井町 荷上場岩堰 31 番地先	米代川への合流点	1.4	
小猿部川	左岸：秋田県北秋田郡鷹巣町 脇神字法泉坊沢 65 番地先 右岸：秋田県北秋田郡鷹巣町 脇神字堂ヶ岱屋敷廻 60 番地先	米代川への合流点	1.8	
森吉山 ダム	小又川	左岸：秋田県北秋田郡森吉町 森吉字上釣向川端 1 番の 11 地先 右岸：秋田県北秋田郡森吉町 森吉字小滝 1 番の 4 地先	左岸：秋田県北秋田郡森吉町 根森田字へくり 14 番地先 右岸：秋田県北秋田郡森吉町 根森田字山下 7 番の 8 地先	11.2
	桐内沢川	左岸：秋田県北秋田郡森吉町 森吉字家ノ前 33 番地先 右岸：秋田県北秋田郡森吉町 森吉字ネハトリ沢 12 番地先	小又川への合流点	2.1
	森吉沢川	秋田県北秋田郡森吉町 森吉字森吉沢国有林 3 林班ろ 1 小班	小又川への合流点	1.5
	火ノ沢川	秋田県北秋田郡森吉町 森吉字森吉沢火ノ沢 94 番地先	森吉沢川への合流点	0.8
	丹瀬沢川	秋田県北秋田郡森吉町 森吉字丹瀬沢国有林 5 林班に小班	小又川への合流点	0.6
合 計			91.8	

1.4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、概ね 30 年間とします。

ただし、維持管理的な日々の取り組みは対象期間を定めるものではありません。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。